

令和5年度

第2回山形市文化財保護委員会

日 時 令和6年3月19日(火)
13時00分～13時50分
場 所 山形市役所10階
1001会議室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

(1) 市指定文化財の指定に係る答申について

資料1

資料2

資料3

4 その他

5 閉 会

出席者名簿

■山形市文化財保護委員会委員

任期：令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

氏名	職業等	備考
荒木 志伸	山形大学学士課程基盤教育機構准教授	
伊藤 清郎	山形大学名誉教授	委員長
北野 博司	東北芸術工科大学教授	
佐藤 琴	山形大学学士課程基盤教育機構准教授 山形大学附属博物館学芸研究員	
志村 直愛	東北芸術工科大学教授	
長坂 一郎	元東北芸術工科大学教授	
野口 一雄	元山形県立博物館専門嘱託	副委員長

(五十音順)

事務局

山形市企画調整部	文化創造都市課長	森 俊
	文化創造都市課長補佐	山川 涉
	課長補佐（兼）文化財係長	齋藤 仁
	主幹（文化財担当）	茂木 健男
	主幹（文化財担当）	植松 薫

文 第 669号
令和6年3月19日

山形市文化財保護委員会
委員長 伊藤 清郎 様

山形市長 佐藤孝弘

文化財の市指定について（諮問）

下記の文化財を市指定有形文化財に指定することについて、山形市文化財保護条例第46条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

分類	名称	員数	所有者	所有者の住所
有形文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 金勝寺	山形市山家本町
有形文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	宗教法人 勝因寺	山形市鉄砲町
有形文化財	勝因寺山門二階天井画	1 面	宗教法人 勝因寺	山形市鉄砲町

山形市指定文化財推薦調書

一 物件の調書 種 別	有形文化財（彫刻の部）		員 数	一 軀		
		名称	所在の場所			
	<p>所有者の氏名 又は名称 及び住所</p> <p>山形市山家本町二丁目3番10号 宗教法人金勝寺</p>					
	<p>交通の順路</p> <p>山形駅から沼の辺行きバスで沼の辺停留所降車、徒歩約10分</p>					
物件の説明	<p>像高66、0cm。髮際高46、0cm。 髻を結う如来坐像。髻を結び、冠をつける釈迦如来像は「宝冠釈迦」や「華嚴釈迦」と称され、鎌倉時代後期、鎌倉・円覚寺の本尊として造立されて以来、関東の禅宗寺院の本尊として造立された。高髻を結う。地髪部および髮際部は毛筋彫。天冠台彫出。天冠台左右に髪の子二条をからませる。金属製の冠をつける。白毫相。玉眼嵌入。耳朶貫通。耳朶に鬢髪一条を渡らせる。鼻孔を穿つ。三道を表す。納衣をつける。腹部に下着を見せる。裙をつけ、左足を上にして結跏趺坐する。法界定印を結ぶ。 構造は寄木造り。玉眼嵌入。金泥。高髻は一材製矧ぎ付け（後補）。頭体は両耳後ろを通る線で前後二材矧ぎ付け。各内割り。前面材は像心束および前後束を残す。背面材も前後束を残し、襟下で頭部と体部を分離す。左側面材一材矧ぎ付け。右側面材一材矧ぎ付け。両脚部一材矧ぎ付け。納衣の端に「盛り上げ彩色」による文様を施す。 頭部が大きく体部が小さくなる体形は南北朝から室町時代に見られるものであり、またひたいが開いてやや下膨れ気味の輪郭、うつむき加減の面相、波打つような衣文表現、とくに両肩で大きく「C字」形に折り返す表現は院派仏師の作品にみられるものである。さらに体内部に前後束を残すことも院派の作品に知られている。本像の製作は室町時代初期のものと思われる。</p>					
二 地籍調書	所在地	地番	地目	地積	所有者	備考
三 添付書類	写真（二葉）					
指定の場合 の所有者の 意向	<p>右物件の指定に際しては異議ないこと同意する</p> <p>令和六年三月七日</p> <p>所有者署名 宗教法人 金勝寺 代表役員 山澤禅浩 印</p>					
<p>推薦の理由又は意見</p> <p>本像は像の構造は明瞭で内割りも深く内部に像心束、前後束を残す。面貌表現、衣文表現、さらに盛り上げ彩色など全体として中央の院派仏師の作と思われる。室町時代の院派仏師は足利尊氏による天龍寺の本尊をはじめとして室町幕府の要人、守護の造仏を行っていた。金勝寺は最上家第二代直家の菩提寺として建立された寺である。本像は室町政権における最上家の位置付けを示す歴史資料ともなるものである。</p> <p>右物件を山形市文化財として指定されるよう推薦する</p> <p>令和六年三月七日 山形市文化財保護委員会委員 長坂 一郎 推薦者氏名</p>						
<h1 style="font-size: 2em;">山形市長殿</h1>						



正面



背面



左側面



右側面



像底



頭頂



左斜



右斜

山形市指定文化財推薦調書

一 物件の調書 種別	有形文化財（彫刻の部）		員数	一 軀		
	名称		木造聖観音菩薩立像			
所在の場所	山形市鉄砲町一丁目4番8号					
所有者の氏名 又は名称 及び住所	宗教法人 勝因寺 山形市鉄砲町一丁目4番8号					
交通の順路	山形駅からヒルズサンピア行きバスで六小前停留所降車 徒歩5分					
物件の説明	<p>像高60, 3cm、髪際高50, 1cm。</p> <p>高髻を結ぶ菩薩立像。地髪部は平彫り、髪際は毛筋彫りとする。天冠台彫出。彫眼。白毫相。三道彫出。天衣、条帛をつける。左手は屈臂して前に出し持物を執る。右手は屈臂して前に立て掌を斜めに向ける。腕釧をつける。裙、腰布をつけ、腰をやや左に捻り立つ。</p> <p>構造は木製寄木造り。髻は一材製矧ぎ付け（後補）。頭部は耳前を通る線で前後二材矧ぎ寄せ、三道下で体部に差し込む。体部は背面、肩下がりを通る線で前後二材矧ぎ付け、内割りを施す。左手は肩、肘前で各別材矧ぎ付け（肘前以下後補）、右手は肩、肘前で各別材矧ぎ付け（肘前以下後補）。両足先各別材矧ぎ付け（各候補）。表面塗膜は現状後補。</p> <p>頭部が小さく足の長いプロポーションは平安時代後期に見られるものであるが体部は肩幅が広く厚みがある。面相は丸みを基調に穏やかな表情を見せるが、目鼻はやや大きくなり意志的な感覚が見られる。髪際は毛筋彫りに表わし、また衣文線は彫りが浅いもののその数は多くなっている。これらにより本像は平安時代後期の様式を基調としながら鎌倉時代の表現様式を加えたもので、制作は鎌倉時代初期・十二世紀末〜十三世紀初めのものであると思われる。</p>					
二 地籍調書	所在地	地番	地目	地積	所有者	備考
三 添付書類	写真（三葉）					
指定の場合の所有者の意向	<p>右物件の指定に際しては異議ないこと同意する</p> <p>令和六年三月七日</p> <p>所有者署名 宗教法人 勝因寺 代表役員 角張東浩 [印]</p>					
<p>推薦の理由又は意見</p> <p>本像は本市においては数少ない鎌倉時代の遺品である。またその作風も中央風の優れたものといえる。さらに本像の形姿は延暦寺横川中堂の本尊と同じであり、現状の脇侍像（毘沙門天像、不動明王像）とともに横川中堂三尊の形式であったと考えられ、鎌倉時代初期に当地に延暦寺横川教団の勢力が浸透していたことを示すものである。</p> <p>右物件を山形市文化財として指定されるよう推薦する</p> <p>令和六年三月七日 山形市文化財保護委員会委員 長坂 一郎</p> <p>推薦者氏名</p>						
山形市長殿						



正面



背面



左側面



右側面



頭部正面



頭部背面

山形市指定文化財推薦調書		一 物件の調書 種別	員数	一面		
有形文化財（絵画の部）		名称	勝因寺山門二階天井画			
所在の場所		所在の場所	山形市鉄砲町一丁目4番8号			
所有者の氏名 又は名称 及び住所		所有者の氏名 又は名称 及び住所	宗教法人 勝因寺 山形市鉄砲町一丁目4番8号			
交通の順路		交通の順路	山形駅からヒルズサンピア行きバスで六小前停留所降車 徒歩5分			
物件の説明		物件の説明	<p>明和七年（一七七〇）に完成した勝因寺山門の二階の格天井にある七九面の絵画（板地着色）である。格天井全体は、縦（南北方向）十面、横（東西方面）十六面、計一六〇面からなる。絵画と絵画の間に板に墨で篆書体の漢字一字を書いた八十面と、その他一面が配置されている。配置図は図1のとおりである。近代の修理の痕跡は見られるが、墨書と絵画は当初から交互に配置されていたと思われるため、展示全体を一面として指定する。</p>			
二 地籍調書	所在地	地番	地目	地積	所有者	備考
三 添付書類	写真（一葉）	図面（一枚）				
指定の場合の所有者の意向	<p>右物件の指定に際しては異議ないこと同意する</p> <p>令和六年三月七日</p> <p>所有者署名 宗教法人 勝因寺 代表役員 角張東浩 印</p>					
推薦の理由又は意見	<p>鳥海月山両所宮隨身門（天明二年（一七八二）竣工）の天井画を手掛けた藤沢祐川の絵画十点が含まれており、山形では数少ない十八世紀の絵画であり、近世絵画史上重要と認められる。劣化が著しい鳥海月山両所宮隨身門天井画と比較して、保存状態が健全であり、大変貴重である。</p> <p>右物件を山形市文化財として指定されるよう推薦する</p> <p>令和六年三月七日</p> <p>山形市文化財保護委員会委員 推薦者氏名 佐藤 琴</p>					
山形市長殿						

北

A B C D E F G H I J K L M N O P

1

2

3

4

5

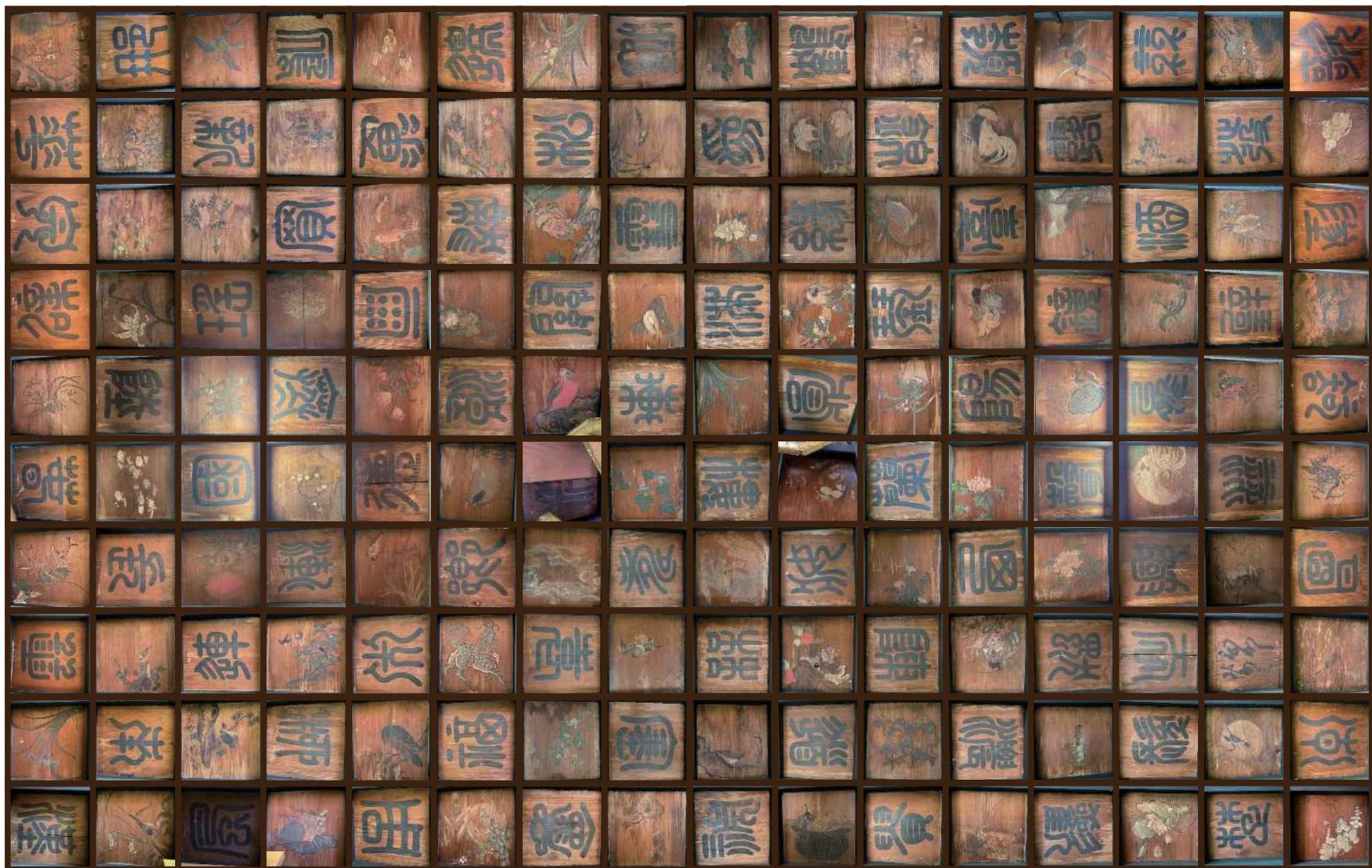
6

7

8

9

10



南

(案)

答 申 書

令和6年 3月 日

山形市長 佐藤 孝弘 様

山形市文化財保護委員会
委員長 伊藤 清郎

令和6年3月19日付け文第669号にて諮問のありました下記の文化財を市指定有形文化財に指定することについて、慎重に審議した結果、指定することが適当であるとの結論を得ましたので、答申します。

記

分類	名称	員数	所有者	所有者の住所
有形文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 金勝寺	山形市山家本町
有形文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	宗教法人 勝因寺	山形市鉄砲町
有形文化財	勝因寺山門二階天井画	1 面	宗教法人 勝因寺	山形市鉄砲町